

第5章 計画の推進

1、周知

本市ではこれまで、保健推進に関する情報及び利用方法など広報や市のホームページを活用して公開し、市民に対する広報・周知に努めてきました。

今後も本計画の進捗状況や保健サービス、健康に関する情報等を、保健事業や地域で行われる集会等で情報を発信し、また広報やインターネット、パンフレット等の作成・配布などを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

2、推進体制

本計画は、基本理念の実現に向けて、市民や地域、学校、団体、企業、行政等市全体が一体となって健康づくりを進めていくものです。総合的かつ効果的に計画を推進するため、それぞれの役割を明確にするとともに、連携・協働し、取組を進めます。

また、本計画を広く市民に浸透させるとともに、健康づくりを行える環境の整備について、庁内関係各課と協力し、計画の推進に取り組みます。

3、計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、“PDCAサイクル”[計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)]にて、計画の進行管理を継続的に実施していく必要があります。

(1) 計画の進行管理体制

「都留市健康づくり推進協議会」において、計画で設定した指標や取組内容を定期的に点検・評価し、計画の進行管理を行います。

(2) 計画の評価

健康増進計画及び食育推進計画は、施策分野毎に指標項目と目標値を設定し、それらの指標が達成できるよう、年度ごとに取組の内容を点検し、中間年度にあたる平成33年度に中間評価を行い、平成39年度には最終評価を行います。

また、本市を取り巻く環境の大きな変化等が生じた場合には、評価年度にかかわらず、必要に応じて見直しを行います。